

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日～令和9年8月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など法改正を踏まえ、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年9月～ 制度に関し、書面・研修等で社員に周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和4年9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年4月～ 取得の促進に向けて社内で対策を検討
- 令和5年9月～ 有給休暇取得予定表や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始

以上